子ども医療費、8月から7市町村が負担金0円に
完全無料の市町村6割超える

6月24日、長野県は8月1日からの子ども医療費の現物給付制度の導入状況を公表した。千曲市、飯綱町、池田町、坂城町、信濃町、立科町の自己負担金が500円から0円に、南相木村は300円から0円となる。

今回、北信地域では4市町が窓口負担0円となり、負担があるのは須坂市、小布施町のみとなった。また、東信地域ではこれまでほとんどの市町村が窓口負担を設定していたが、2町村が窓口負担0円に踏み切った。

長野県では子ども医療費の自己負担がない市町村数は42から7増加して49市町村となり、全市町村の63.6％に達した。

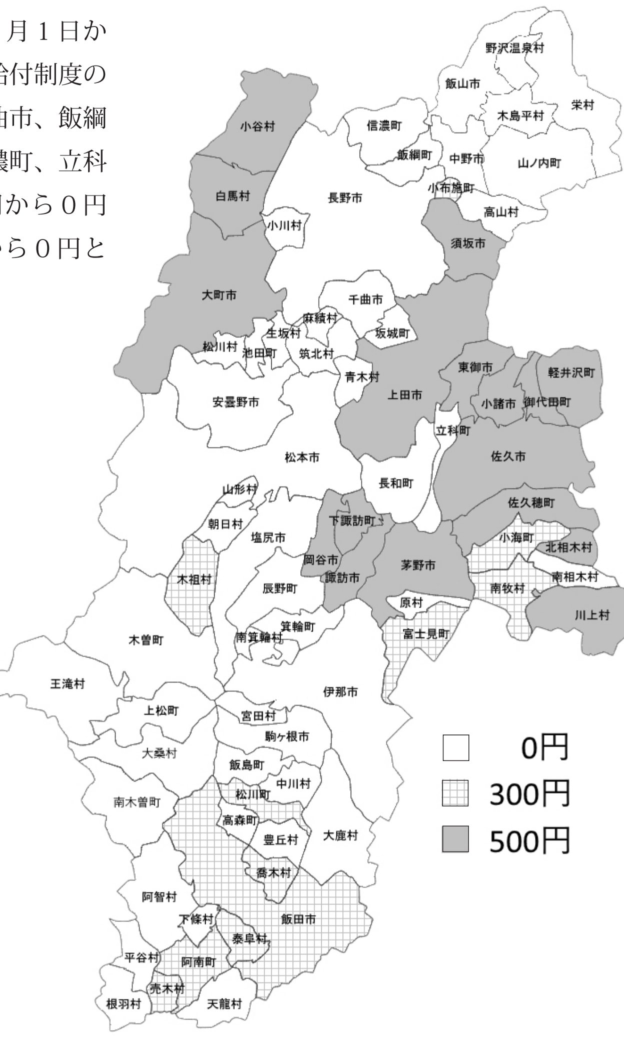

子ども医療費窓口無料化加速
障がい者医療費は現物給付化と制度充実が課題
―すすめる会　総会―

県保険医協会も団体加盟する福祉医療給付制度の改善をすすめる会（以下、すすめる会）は、5月25日、長野市で年次総会を開催し、会場およびオンラインで30名が参加した。

総会に先立ち企画「トーク＆トーク」を開催し、すすめる会会長の和田浩氏（飯田市、小児科医師）と精神障がい者の福祉医療を実現する長野県民会議（以下、県民会議）代表の飯島富士雄氏がそれぞれ講演を行った。

和田氏は、子どもの医療費窓口無料化について、昨年8月には県内全市町村で18歳（又はそれ以上）までが対象となり、さらに窓口負担0円の自治体が増えていることを報告。ここ数年で対象拡大が一気に進んだ背景として、「子どもの貧困」が注目され医療費無料化が貧困対策としても重要であることが共通認識となったことや、市民運動や各種団体からの要請、国による国民健康保険のペナルティ（福祉医療で窓口無料化した場合の国庫補助金削減）が子どもについては廃止されたこと等があるとした。一方で障がい者医療費については、長野県では償還払い制度であり窓口無料化は進んでおらず、障害を持った方の困難さや「障がい者の貧困」について発信していくことが必要だと指摘した。

飯島氏は、「精神障がい者の入院医療にも福祉医療給付を！」と題して講演した。長野県の福祉医療は身体・知的障がい者は入院・通院とも医療費助成の対象だが、精神障がい者は通院のみが対象で入院は対象外となっている。障害者総合支援法では身体･知的･精神の障がいを一元化し障害福祉サービスを共通した制度で提供する方針が示されており、精神障がい者だけ入院を対象外とするのは不適切だとした。また、精神障がい者の経済実態調査を行ったところ、平均収入が月7万円程度で、お金がないことによる医療へのかかりにくさがあると指摘した。関東甲信越地域で精神障がい者の入院を対象外としているのは長野県と神奈川県のみで他県は対象としていること、また、長野県内でも市町村独自で入院医療費を助成している場合があることを紹介。長野県でも県制度として精神障がい者も他の障がい者と同じように入院についての医療費助成が必要だと訴えた。

トーク企画の後の年次総会では、新年度の活動方針として①国制度として子ども・障がい者の医療費助成制度の創設を求める運動の取り組み、②県に対し、18歳までの完全窓口無料、障がい者医療費の現物給付化、精神障がい者の入院分を福祉医療の対象とすること、食費（入院時食事療養費等）の助成の実施を求める、③市町村に対し福祉医療の拡充を求めることなどが確認された。

また、現在OTC類似薬の保険適用除外が議論されていることに対し、特別決議「OTC類似薬の保険適用除外に反対します」を採択した。

ベースアップ評価料届出医療機関
環境整備に対する支援金の申請開始

6月26日、県は医療施設等経営強化緊急支援事業における「生産性向上･職場環境整備等支援事業」の申請方法を公表した。

本事業は2025年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている医療機関に対し施設整備等に要する経費を補助するもの。

支給金額

	補助基準額（1施設あたり）
病院・医科診療所（有床）※	4万円×許可病床数
医科診療所（無床）・歯科診療所 訪問看護ステーション	18万円

※許可病床数が4床以下の有床診療所は1施設×18万円を支給する。

申請期間

2025年7月14日～2026年2月27日

対象施設

2025年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている、業務の効率化や職員の処遇改善をはかる取組を進める病院、診療所（医科・歯科）、訪問看護ステーション

支給対象となる取組

2024年4月1日～2026年3月31日に実施した下記の取組

- **ICT機器等の導入による業務効率化**
  タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入
- **タスクシフト/シェアによる業務効率化**
  医師事務作業補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェア
- **給付金を活用した更なる賃上げ**
  処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善（ベースアップ評価料の対象職員に限らず事務職員等も対象。ベースアップ評価料による賃上げ、定期昇給分については給付対象外）

提出書類

① 交付申請書兼口座振替依頼書
②生産性向上・職場環境整備等支援事業申請書兼実績報告書

支援金ホームページ

医療施設等経営強化緊急支援事業「生産性向上・職場環境整備等支援事業」
≪URL≫ https://www.pref.nagano.lg.jp/doctor/kenko/iryo/seisansei.html

申請方法

・**電子メール**
　≪メールアドレス≫ seisansei @ pref.nagano.lg.jp
・**郵送申請**
　〒380-8570　長野市大字南長野字幅下692-2
　長野県庁医師・看護人材確保対策課　生産性向上・職場環境整備等支援事業担当　あて

※電子メールの場合は「件名」に、郵送の場合は「封筒の表面」に病院、医科診療所、訪問看護ステーション、歯科診療所の別を記載する。

留意事項

・補助対象の取組に要した金額が確定した後に交付申請する。実施予定分は申請金額に含まない。（申請と同時に実績報告をする）
・交付申請兼実績報告額（消費税額分除く）は、補助基準額と同額以上になるように申請する。実績報告額が補助基準額に満たない場合は申請できない。
・領収書等の収入及び支出に関する証拠書類は、交付申請時は提出不要だが、補助金の額の確定日が属する年度の終了後5年間は施設において保管し、提出を求められた際は提出できるようにする。

問合せ窓口

支給対象となるか不明な場合等は下記問い合わせ窓口で確認できる。

病院、診療所（医科）	診療所（歯科）
医師・看護人材確保対策課医師係	健康増進課歯科口腔保健推進担当
Tel：026-235-7236	Tel：026-235-7112